令和4年分所得税の確定申告に向けた e-Taxによる申告等の周知について(協力依頼)

||お師い東话||

_ \(0)\\\(0)\\\(0)\\\(0)\\\(0)\\\(0)\\\(0)\\\(0)\\\(0)\\\(0)\\\\(0)\\\\(0)\\\\(0)\\\\(0)\\\\(0)\\\\(0)\\\\(0)\\\\(0)\\\\(0)\\\\\(0)\\\\\(0)\\\\\(0)\\\\\(0)\\\\\(0)\\\\\(0)\\\\\(0)\\\\\(0)\\\\\(0)\\\\\\(0)\\\\\\(0)\\\\\\(0)\\\\\\(0)\\\\\\(0)\\\\\\\(0)\\\\\\\\	
1. 従業員等への自宅からのe-Taxの周知について	••• 1
2. マイナンバーカードの取得促進について	••• 1
3. 年末調整手続の電子化の導入について	••• 2
4. インボイスの登録申請及び通知の受領について	··· 3
5. キャッシュレス納付の推進について	••• 4
6. 税務手続のオンライン(e-Tax)利用の推進について	··· 5

「税務署に行かずにできる確定申告」に向けて

- ▶ 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、所得税申告書等の作成、e-Taxによる送信等ができます。
- ▶ また、「税務署に行かずにできる確定申告」に向けて、スマホのカメラ機能による給与所得の源泉徴収票の 読み取り自動入力など、e-Taxの利便性向上に取り組んでいます。
- ▶ 令和4年分確定申告(令和5年1月以降)では、マイナポータルとのデータ連携による自動入力対象が拡大するなど、マイナンバーカードやスマホを利用した申告がさらに便利になります。

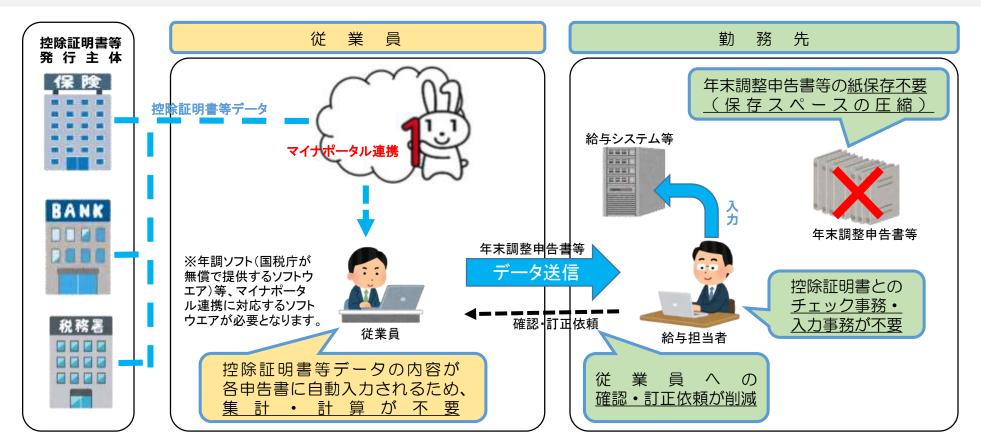
既に**85**%以上の方が、確定申告会場に来場せずに確定申告しています。





年末調整はデータを活用してペーパーレスに!!

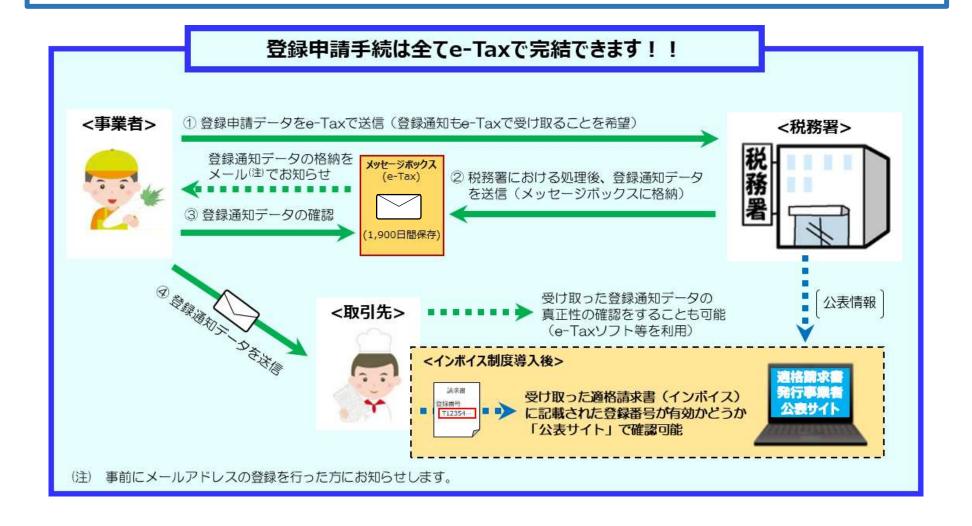
- ・国税庁では、**企業・従業員双方の事務コストを軽減**するため、年末調整手続の電子化を推進しています。
- ・電子化により、従業員は保険料等の控除額の計算が、企業は各控除額の確認やシステム入力が不要となります。
- ・従業員は、控除に関するデータを、マイナポータルから一括でダウンロード・活用することができます。 **各企業に対し、年末調整手続の電子化の導入の呼びかけにご協力をお願いします**。



インボイスの登録申請及び通知の受領について

登録申請に当たっては、登録申請だけでなく、登録通知の受領もe-Taxで行うことが可能であり、ペーパーレス化が図られるe-Taxの利用を進めています。

(注) e-Taxの利用には、マイナンバーカード等の電子証明書が必要。



非対面の納付手段であるキャッシュレス納付をご利用ください

▶ 国税庁では、納税者の利便性向上と現金管理等に伴う社会全体の事務コストの縮減を図る観点から、 キャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでいる(目標:令和7年度までにキャッシュレス納付割合4割)。

国税の納付件数(手段別内訳:令和3年度実績)

金融機関窓口 2,902万件(60.5%) キャッシュレス納付 1,543万件(32.2%)

コンビニ納付 / 247万件 (5.2%)

ヽ 税務署窓口

103万件(2.1%)

※ 「キャッシュレス納付」とは、現金(紙幣・硬貨)を使用しない非対面の納付方法を意味し、 ①ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)、②振替納税、

③インターネットバンキング等の電子納税、④クレジットカード納付を指します。

【ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)】

ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxから簡単な操作で口座引落しにより納付する方法。

e-Taxで申告する、特に、毎月の源泉所得税など頻繁に納付手続を行う法人が主な対象。



【振替納税】

振替納税の申込みをすることで、毎年の確定申告等に係る 国税を口座引落しにより納付する方法。

申告所得税や消費税の確定申告書を提出する個人が対象。



【スマホアプリ納付(令和4年12月開始予定)

決済専用Webサイト(スマートフォン専用)において、スマホアプリ(○○Pay等)を使用することにより納付する方法。 スマホアプリ(○○Pay等)を使用している個人が主な対象。

※ 納付できる金額は30万円以下となります。

スマホ等でe-Tax申告後





②Pay払いの選択・決済 (納付委託) ※納税者は、事前に チャージが必要

積極的なe-Tax利用のお願い

- ◆ 国税庁においては、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指し、これまでも、オンライン(e-Tax)の利用を推進してきたところです。
- ◆ 手続いただく皆様の利便にもつながるものであり、積極的にe-Taxをご利用していただくよう、ご協力をお願いします。

国税庁においては、規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)に基づき、年間10万件以上の手続(以下の28手続)について、オンライン利 用率を引き上げるための基本計画を策定しています(令和3年10月18日策定、令和4年10月21日改定)。 (令和4年10月現在)

手続	令和3年度 利用率	令和5年度末 目標	手続	令和3年度 利用率	令和5年度末 目標
法人税申告	87.9%	90.0%	青色事業専従者給与に関する届出(個人)	47.0%	_
消費税申告(法人)	88.7%	90.0%	所得税の青色申告の取りやめ	24.7%	-
所得税申告	59.2%	65.0% ^{※1}	所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する届出	37.3%	_
消費税申告(個人)	68.4%	75.0%	消費稅課稅事業者届出	51.0%	_
相続税申告	23.4%	40.0%	消費税の納税義務者でなくなった旨の届出	61.9%	_
贈与税申告	60.4%	_	給与所得の源泉徴収票(同合計表)	69.3%	_
印紙税申告(書式表示)	64.2%	_	給与支払事務所の開設・移転・廃止の届出	21.4%	_
内国普通法人等の設立の届出	56.4%	_	源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請	70.6%	_
青色申告書の承認の申請(法人)	61.7%	_	納税管理人の届出	7.6%	_
異動事項に関する届出(納税地等の異動) (法人)	82.7%	_	更正の請求	31.1%	_
異動事項に関する届出(事業年度等の変更)(法人)	82.7%	_	酒類の販売数量等の報告	13.0%	_
事前確定届出給与に関する届出(法人)	82.9%	_	「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等の報告	13.5%	_
個人事業の開業届出・廃業等届出	24.3%	_	国税納付手続 ^{※2}	32.2%	40.0%
所得税の青色申告承認申請	37.4%	_	納税証明書の交付請求	12.9%	20.0%

- ※1 所得税申告の目標値は令和4年度末のものです。
- ※2 国税納付手続のオンライン利用率はキャッシュレス納付割合を指し、また、目標値は令和7年度末のものです。
- ※3 目標値が「-」となっている手続については、オンライン利用率を引き上げるための基本計画で目標値は定められていませんが、利用率向上に向けた取組を実施していきます。

改善意見の募集について

URL: https://www.e-tax.nta.go.jp/topics/topics_kihonkeikaku.htm

◆ 上記の手続(所得税、法人税及び消費税の申告を除く。)について、アンケート形式で改善意見を募集 しています。皆様の利便性向上により一層つながるよう、ご協力をお願いいたします。

